

八幡市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月27日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部 人事課、生涯学習課、生涯学習センター

第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年10月11日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[人事課]

職員研修や健康診断等の業務委託において、業務に精通していることや、数多くの実績があること、本市において例年業務を実施していること等を1者随意契約の理由としている。他に同様の業務を実施することが可能なものがある場合は、経済性や公平性を考慮した予算の執行に努められたい。

[生涯学習課]

徒然草エッセイ大賞は市制施行40周年記念に、松花堂昭乗イラストコンテストは市制施行45周年記念にそれぞれ創設され、全国から随筆文とイラストを募集し、優れた作品を表彰することで八幡市の魅力の発信とシビックプライドの醸成に努められている。今後は、効果について十分に検証を行い、必要に応じて事業内容の見直しを検討されたい。